

内部監査をやってみよう

どりかむ21行政書士法人
牟田 美幸

監査ポイント一覧

- ◎ ドライバーを雇うとき
- ◎ 運転者台帳
- ◎ 点呼簿
- ◎ 日報 デジタコ
- ◎ 整備
- ◎ 健康診断 実施と結果による指導・助言
- ◎ 適性診断
- ◎ 安全教育

監査ポイント①

◎ ドライバーを雇い入れるとき

履歴書と一緒に運転記録証明の持参を！
一定条件（※）を満たしていれば、適性
診断は特定診断を受診しなければならない
年齢の確認も！

※死者又は重症者を生じた交通事故絵尾引き起こし、かつ、当該事故前の一年間に交通事故を引き起こしたことがない運転者及び軽症者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こした運転者

監査ポイント②

◎ 運転者台帳

雇入れた日

選任ドライバーにした日

→雇入れ日から14日以内は不可

3年間保存（退職者）

適性診断・特別指導教育

事故・違反歴は定期的に運転記録証明書を取り
寄せて一緒に綴っておきましょう

最重要監査項目です！

● 点呼簿

1. 対面点呼を実施していたか
2. ドライバーの表情等から疾病・疲労・飲酒その他の理由により安全運転できない状況ではなかったか
3. 週に1度アルコールチェッカーによるチェックはしていたか
(2011年4月から義務化です)
4. 日常点検の実施とその確認をしたか
5. 全点呼回数の3分の1以上は運行管理者本人が実施していたか
6. 点呼記録は記録し、1年間保存されているか

監査ポイント④

◎ 運転日報

我が社のデジタコ 見たことありますか？

デジタコの操作に誤りがないか確認しましょう

監査ポイント⑤

◎整備（定期点検）

難関計画の策定

3カ月点検の写しは営業所に
原本は車両に

※整備管理者基礎講習 通知あり

監査ポイント⑥

◎健康診断の受診とその結果による指導助言

一年に一回 場合によっては二回
要再検査・要治療に要注意！

健康起因事故多発中

監査のポイント⑦

◎ 適性診断の受診

適性診断は適正なものを！

義務・・・・初任・適齢・特定
任意・・・・一般

監査のポイント⑧

◎ 安全教育

そのときがきたら！ではもう遅い

義務・・・国土交通省告示第1366号
(12項目)

任意・・・その他教育
ヒヤリハット、KYT、事故防止etc...

まとめ

- ◎ 内部監査は全拠点、定期的に行うのが望ましい
- ◎ PDCAサイクルで改善を図ろう
- ◎ 日頃の管理、監督がいざという時に助けてくれる 巡回の時だけ・・・は絶対ダメ！
- ◎ 項目が多い為、分担して管理

なぜなら
みんな見ているよ~